

表 16

鋳込み工程

有害光線

健 康 障 害 防 止 対 策	基 本 的 方 策	具 体 的 方 法	参 考 (関 係 法 規)
作業環境の改善	○ とりべ及び鋳込後の鋳型からの有害な光線の放射を減少するための措置を講ずる。	○ とりべの開口部をできるだけ小さくする。 ○ 溶融金属の運搬及び鋳込み作業を自動化する。 ○ 遮へい板等を設置する。 ○ 有害光線を伴う作業は、隔離室を設け、遠隔操作で行う。	○ 有害な光線にさらされる有害な作業場においては、その原因を除去するため、代替物の使用、作業方法、又は機械等の改善等必要な措置を講ずる。 (安衛則第 576 条)

健 康 障 害 防 止 対 策	参 考 (関 係 法 規)
保護具の備付け	有害な光線にさらされる業務においては、保護眼鏡等適切な保護具を備える。 (安衛則第 593 条)